



# ロータス世田谷 会員誓約書

平成 年 月 日

署名: \_\_\_\_\_ 印  
上記の者の入会を認めます。

(18歳未満の方)保護者氏名: \_\_\_\_\_ 印

チェック 私は、ロータス世田谷会員として、以下の項目に合意いたします。

- 1.会員は、その会則を遵守しなければならない。
- 2.入会にあたっては、原則として以下の入会金を支払うこと。(別に消費税がかかる)  
一般: 10,000円 女性: 8,000円 高校生以下: 8,000円
- 3.入会時にキャンペーンが適用された者はロータス世田谷の定める期間以上会員として在籍し、遵守しない場合は以下に則り精算を行うこと。
  - 入会金免除で入会した場合:3ヶ月以上在籍すること。遵守しない場合、退会時に入会金を精算すること。
  - 入会金および入会月分会費免除で入会した場合:6ヶ月以上在籍すること。遵守しない場合、退会時に不足分会費と入会金の合計額を精算すること。
- 4.会員は、練習への参加不参加にかかわらず、ロータス世田谷の定める方法で、毎月以下の会費を支払うこと。(別に消費税がかかる)  
一般: 10,000円 女性: 8,000円 高校生以下: 8,000円
- 5.会員が以下の行為をおこなった場合、強制的に退会とする。
  - (1)会則を遵守しなかったとき。
  - (2)反社会的な行為をおこなうなど、ロータス世田谷の名誉を著しく傷つけたとき。
- 6.会員は退会を希望する場合も、所定の手続きを完了し、ロータス世田谷がそれを確認するまでは、いかなる理由があろうとも月会費を納める義務を有する。尚退会手続きは原則として前月の末日を締め切りとし、それ以降は翌月までの在籍となる。また一旦納められた会費はロータス世田谷から返却されることはない。
- 7.器物や施設に対し、故意に損傷を与えないこと。故意に損傷を与えた場合は、その損害賠償を受け入れること。
- 8.ロータス世田谷における練習・試合および行事にて起きた怪我や事故について、会員は一切の補償を請求しない。
- 9.会員の転居・転職・進学などで入会申し込み時に申請した内容に変更があった場合、会員は速やかに申し出ること。
- 10.他ジム・他道場への交流制度を初めて利用する際には必ず当ジム責任者に報告・相談をして了承を得ること。
- 11.他ジム・他道場への転籍を希望する際は、当ジムを退会した上で、転籍先の規約に準じて手続きをおこなうこと。

以上